

公益財団法人岡崎市スポーツ協会

賛助会員申込書

私は公益財団法人岡崎市スポーツ協会の目的及び事業に賛同し、また賛助会員規程に同意のうえ、下記のとおり賛助会員の入会を申し込みます。

会員区分	個人	口	チーム	口	法人	口
フリガナ				連絡先	()	
氏名						
住所	〒					—
フリガナ				連絡先	()	
連絡責任者 (個人会員の場合は不要)						
確認事項	ア 広報誌送付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※ 但し、新年度賛助会員募集に伴う案内については、送付をさせていただきます。					
	イ 協会事業案内の希望の有無 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない					
	ウ 印刷物等への賛助会員名の記載・公表の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					

賛助会費としてご寄附いただいた会費は、確定申告等で税の優遇措置を受けることができます。

～ 公益財団法人岡崎市スポーツ協会定款 ～ <抜粋>

第14章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体及び賛助会員)

第57条 この法人は、次のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 岡崎市におけるスポーツを各競技別に統括する団体であってこの法人に加盟したもの
- (2) 前項に定めるもののほか、体育・スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

2 この法人の目的事業を賛助する団体又は個人を賛助会員とする。

3 加盟団体及び賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

～公益財団法人岡崎市スポーツ協会加盟団体及び賛助会員並びに準加盟団体に関する規程<抜粋>

～(賛助会員)

第10条 賛助会員は、定款第57条第2項に定めるものをいう。

(賛助会費)

第11条 賛助会員は、別表第4に定める会費を納入するものとする。

別表第4 (第11条関係)

賛助会員	賛助会費額
個人	1口 1,000円より
チーム	1口 3,000円より
法人	1口 10,000円より

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

個人情報の取り扱いについて

本協会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を厳守し、本協会の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。印刷物の発行のために、個人情報を取扱う業務の委託を行う場合があります。その他の業務の委託は行いません。また本協会から申し込み内容に関する確認を連絡させていただくことがあります。